

奈良県教育委員会教育長訓令第五号

学校以外の教育機関

学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（昭和四十年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年十一月十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

第一条中「及び橿原考古学研究所附属博物館」を削る。